

緑の基本計画（案）

【概要版】

平成 28 年 月

苫小牧市

目 次

I 緑の基本計画の概要	P 1
I－1 緑の基本計画とは	
I－2 緑の基本計画の改訂の方針	
II 緑の現状と課題	P 2
II－1 緑の現状	
II－2 緑の課題	
III 計画の基本理念と将来像	P 3
III－1 計画の基本理念	
III－2 緑の将来像	
III－3 緑の機能	
III－4 緑の将来目標	
IV 計画の基本方針と施策の体系	P 6
IV－1 計画の基本方針	
IV－2 計画の体系	
V 計画の実現に向けて	P 10
V－1 PDCAサイクル	

I 緑の基本計画の概要

I-1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条1項の規定に基づき定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、市町村が地域の実情を十分に勘案し、自主性や創意工夫を持って、緑のまちづくりについて、将来あるべき姿とそれを実現するための施策や取り組みを総合的に進めていくものです。

I-2 緑の基本計画の改定の方針

追加

平成15年度に策定された「緑の基本計画」は、策定から10年が経過しています。その間、苫小牧市の緑化事業は、市民植樹祭をはじめとする様々な活動により一定の成果をあげています。

一方で、苫小牧市の緑をとりまく社会情勢や自然環境が変化しています。

将来、人口減少・超高齢社会を迎えるにあたり、今後の緑についてのあり方について検討しなければいけません。苫小牧市のまちの緑は成熟期を迎え、市街地の樹木の大木化や老木化など、市民の安全で安心な生活に支障を与えるものが増加しています。また、これに対応するために必要な維持管理費についても、増加していくことが想定されます。

そのため、本計画の改定にあたっては、次世代につなげる緑のまちづくりを進めていけるよう、目標水準の見直しを行います。また、地域のニーズに合わせた安全で快適な生活環境の実現と、維持管理費削減の両立を目指した取り組みを位置づける必要があることから、基本方針の1つ「緑をそだてる」を、「緑を活かす」に転換します。

このことは、苫小牧市において緑の必要性や役割などを変えるものではありません。今までの緑を増やし育てることだけでなく、育てた緑を適正に管理していかなければならないことから、都市公園などの既存ストックを有効に活用することや、人の手で植えられた樹木が将来にわたって喜ばれ親しまれるものとなるために必要なことです。

今後も、苫小牧市における緑の必要性や役割を明確にし、緑の効果を持続させていくため、市民・企業・行政が今まで以上に連携を図り、緑のまちづくりを進めていけるよう、本計画を改定するものです。

Ⅱ 緑の現状と課題

Ⅱ－１ 緑の現状

改定

（１）施設緑地：都市公園整備状況

苫小牧市の１人当たりの都市公園面積は、平成 25 年度末で 60.39 m²です。これは全国平均の 10.1 m²、全道平均の 37.5 m²を上回るもので、都市公園の整備面積に関しては水準が高いといえます。

苫小牧市よりも人口の多い主要都市の整備状況としては、札幌市 12.44 m²、旭川市 20.25 m²、函館市 23.37 m²、釧路市 20.25 m²です。また周辺市町村では、千歳市が 43.99 m²、白老町が 111.75 m²、恵庭市が 25.20 m²です。また都市規模の近い帯広市は 45.70 m²となっています。

平成 25 年度末現在

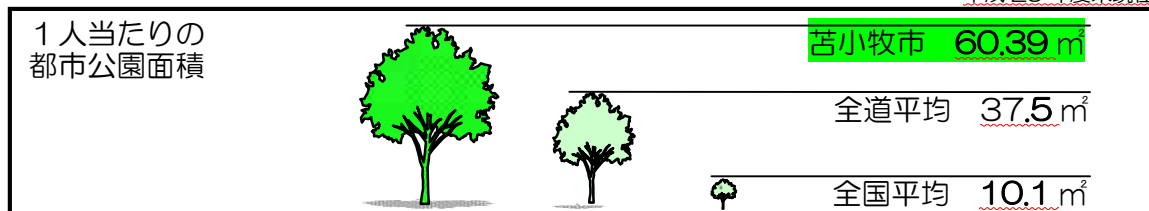


図 1－1 1人当たりの都市公園面積比較

（２）地域制緑地※：法や条例で守られる緑の状況

苫小牧市内で法律や条例で担保されている緑地のうち主なものは下記のとおりです。

平成 25 年度末現在

種 別	名 称
河川区域	43 河川（2 級河川 10 、準用河川 5 、普通河川 28） ※ このうち区域面積が 10ha 以上となるのは錦多峰川、苫小牧川、幌内川、勇払川、明野川、美々川の 6 河川である
保安林	王子山林、高丘生活環境保全林、植苗国有林防風林など 計 <u>20,547ha</u>
鳥獣保護区	王子山鳥獣保護区、北大苫小牧研究林鳥獣保護区、錦大沼鳥獣保護区など 計 <u>12,810ha</u>
北海道自然環境等保全条例	糸井環境緑地保護地区、勇払川学術自然保護地区 計 <u>122.9ha</u>
苫小牧市自然環境保全条例	トキサタマップ湿原地区、勇払川旧古川地区、樽前ガロー地区、ウトナイ沼南東砂丘地区、沼ノ端拓勇樹林地区 計 <u>132.9ha</u>

表 1－1 苫小牧市内の主な地域制緑地

※地域性緑地（ちいせいいりよくち）

私たちの生活において重要な役割を担う緑や、様々な生物の生息空間となっている緑を守るため、法や条例による指定を行い、保全に対する担保を十分確保するもの。対象となる緑地には、山林、河川、水面、農耕地や、社寺境内などの空地の多い施設も含まれる。

Ⅱ－２ 緑の課題

改定

樽前山・丘陵地の緑・市街地周縁部の樹林地は、市民の誇りであり、市街地が自然の恩恵を受ける貴重な財産であるため、将来にわたり適正に保全する必要があります。

都市公園や緑化された道路などは、市街地の良好な都市景観を形成するものであり、公園施設については、「苫小牧市公園施設長寿命化計画」に基づいた適正な維持管理と計画的な施設の改築・更新が必要となっている一方で、樹木については、大木化や老木化に起因する、防犯や交通障害など、市民生活に支障を及ぼしていることから、「公共施設樹木適正化事業」により、間引きや剪定などの適正な維持管理を図らなければいけません。

今後の緑化事業については、「公共施設樹木適正化事業」の検証結果をもとに、樹木の適正な配置、樹種などの検討をするとともに、将来迎える人口減少社会に対応するため、維持管理費を抑制していく必要があります。

さらには、市民・企業との連携を図り、積極的に緑の空間づくりや管理に関わるなど、今まで以上に、緑に対して愛着や親しみを持つことができるような取り組みを進めるとともに、商業地、工業地、住宅地などについても、全市的な緑化を進める必要があります。

Ⅲ 計画の基本理念と将来像

Ⅲ－１ 計画の基本理念

改定

苫小牧市は、太平洋に面する市街地を、樽前山丘陵地やウトナイ緑地をはじめとする豊かな自然の緑が囲んでいます。

この自然の樹木は、落ち葉や倒木などが栄養となり、他の樹木や新しい樹木が生長する自然の循環サイクルのなかにあります。

一方で、人の手で植えられた市街地の樹木は、自然と同じ循環サイクルに任せてしまうと、大木化や老木化した樹木が、防犯機能の低下や交通障害など、市民生活に支障を与えてしまうことから、間引きや剪定、植替えなどの適正な管理をする必要があります。

そのため、「苫小牧市緑の基本計画」では、全ての緑が市民一人ひとりにとっての憩いの場となるように、将来のあるべき緑の姿を見据えた、良好な緑のまちづくりを進めるための方針と目標を定めるものです。

本計画を推進し、次世代につなげる緑の取り組みを進めるため、行政が適正な緑化を進めるとともに、市民・企業との連携のもと、新たな緑のまちづくりを進めるため、以下の基本理念を定めます。

“樽前山・ウトナイ・太平洋を緑でつなぐまち苫小牧”

Ⅲ－２ 緑の将来像

苫小牧市は太平洋に面し、背後には樽前山に連なる広大な自然地域が広がっています。その自然地域からは中小河川が流れ、都市に自然の新鮮な息吹を運び込みます。帯状に広がる市街地と、市街地に近接する海と山地・丘陵地の自然、市街地を貫く河川は、苫小牧市を特徴づける要素です。この特性を活かし、市民の身近な場所で自然や緑に親しみ、その恵みを享受できる「はしご型」の緑を形成し、市民生活にとけこむ緑との共生都市を目指します。

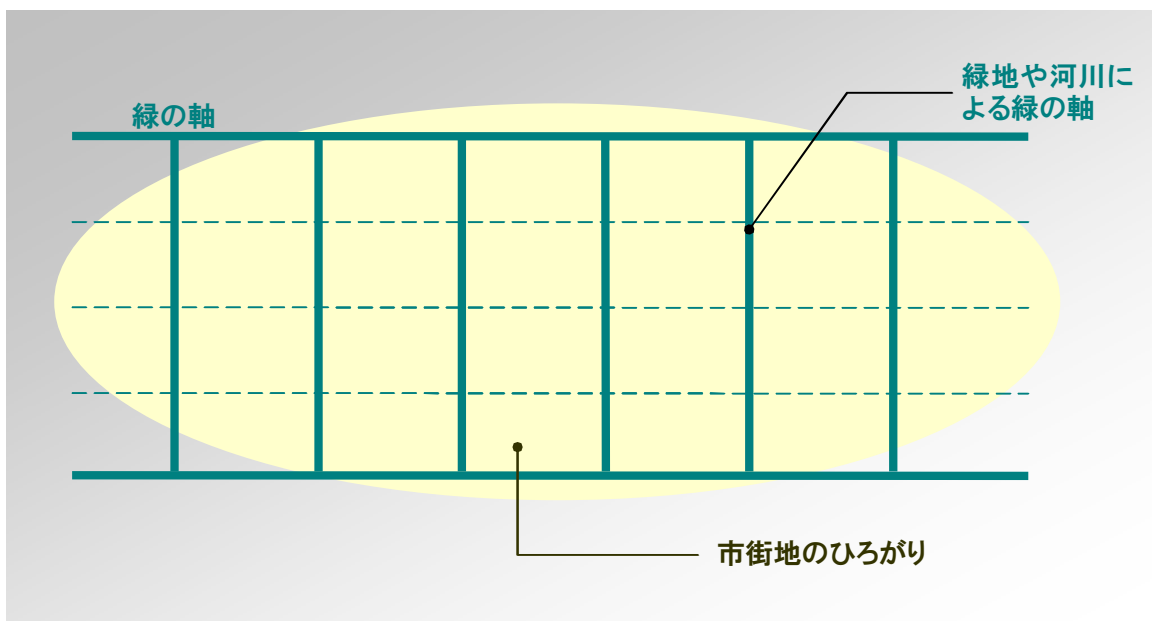


図 3-1 「はしご型」の緑の概念図

Ⅲ－３ 緑の機能

緑の機能は、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つに区分され、これらの機能は同時に発揮されるという特徴があります。そのため、苫小牧市の緑の拠点やネットワークの骨格をなす公園緑地などは、場所により機能の大小はあるもののすべての機能を備えるといえます。

Ⅲ－４ 緑の将来目標

改定

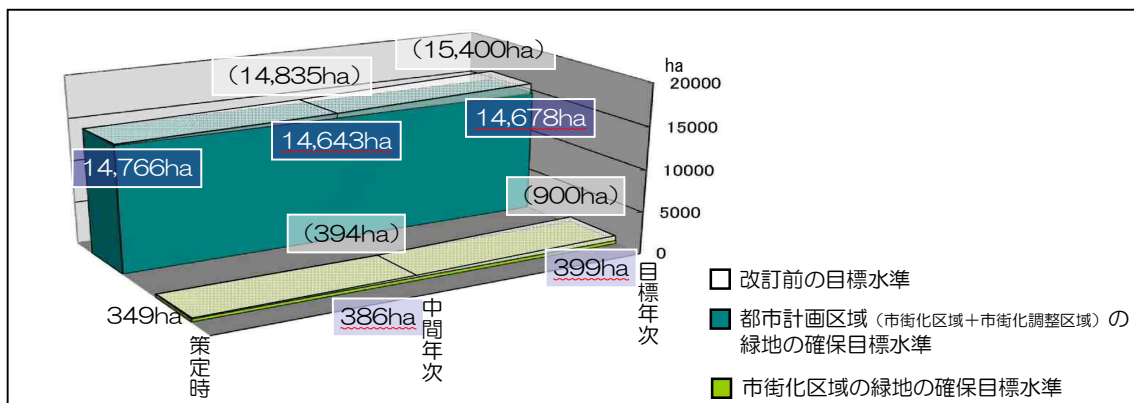
目標年次（平成 35 年度）における目標水準については、目標年次までに整備する見込みの無いものなどを見直しました。

（１）緑地の確保目標水準

緑地（施設緑地・地域制緑地）については、「はしご型」の緑を形成するため、現状の緑地を適正な管理と保全をすることに重点を置きます。

		策定時	中間年次	目標年次
緑地 ・施設緑地 （都市公園） ・地域制緑地	都市計画区域 （改訂前）	14,776ha	14,643ha (14,835ha)	14,678ha (15,400ha)
	市街化区域 （改訂前）	349ha	386ha (394ha)	399ha (900ha)

表 3-1 緑地の確保目標水準

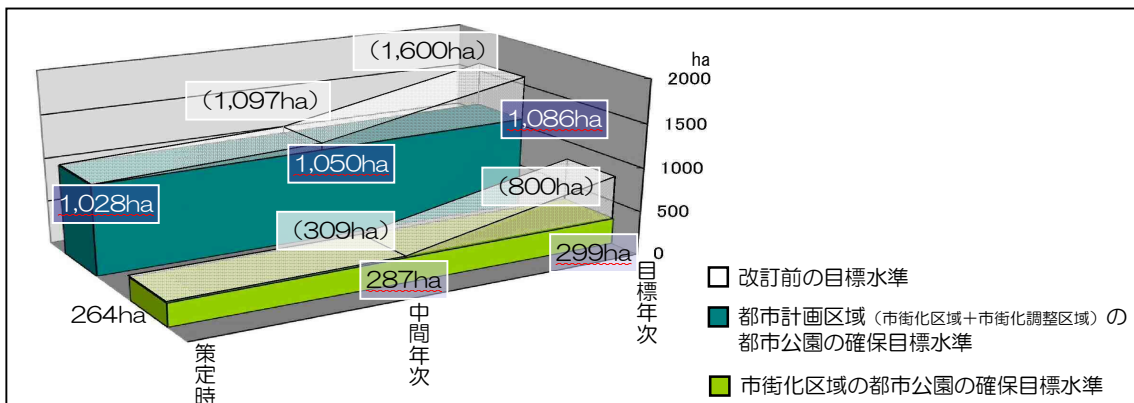


（２）都市公園の確保目標水準

都市公園については、適正に確保されていることから、リニューアル整備を中心とした、既存ストックを有効に活用することに重点を置きます。

		策定時	中間年次	目標年次
都市公園	都市計画区域 （改訂前）	1,028ha	1,050ha (1,097ha)	1,086ha (1,600ha)
	市街化区域 （改訂前）	264ha	287ha (309ha)	299ha (800ha)

表 3-2 都市公園の確保目標水準



Ⅳ 計画の基本方針と施策の体系

Ⅳ－１ 計画の基本方針

計画の基本理念である「樽前・ウトナイ・太平洋を緑でつなぐまち苫小牧」に基づき、緑の将来像を実現していくため、以下の３つの基本方針と、それに基づく実現のための１２の方針による施策の体系を位置づけます。

緑を守る

苫小牧市は、樽前山・ウトナイ湖をはじめ豊かな自然に恵まれており、この保全と適切な活用を図るには、国・北海道・近隣市町村との連携を深めるとともに、河川・湖沼や樹林地などの多様な自然地域の保全や、都市公園など身近な緑の空間の確保と維持について、関係機関や市民との協同のもと、良好な都市環境の形成に努めるものとしします。

緑を活かす 改定

苫小牧市は、緑被率が高い水準であることや市民１人当たりの都市公園面積が全国・全道の水準を上回っていることなど、良好な生活環境をつくるための取り組みが一定の成果をあげています。

一方で、緑の量については、いまのままで十分とされながらも、適正な管理をするべきだという意見が増加しています。

今後は、緑を増やし育てるだけでなく、育った緑を活かせるよう、公園の樹木や街路樹の適正な配置、樹種の検討など、将来のあるべき緑の姿を見据えた施策が必要であることから、「緑を育てる」から「緑を活かす」へ転換を図ります。

緑と暮らす

「緑の基本計画」は、美しい自然に囲まれた苫小牧市において緑のまちづくり・ふるさとづくりを進めていくために、市民・企業・行政が共有できる方針と目標を定めています。

この計画を推進し、目標を達成するには、行政が積極的に緑地の整備・保全を進めるのはもちろんのこと、市民ひとりひとりが緑のまちづくりのサポーターとして参加・協力することが大切です。

IV-2 計画の体系

改定

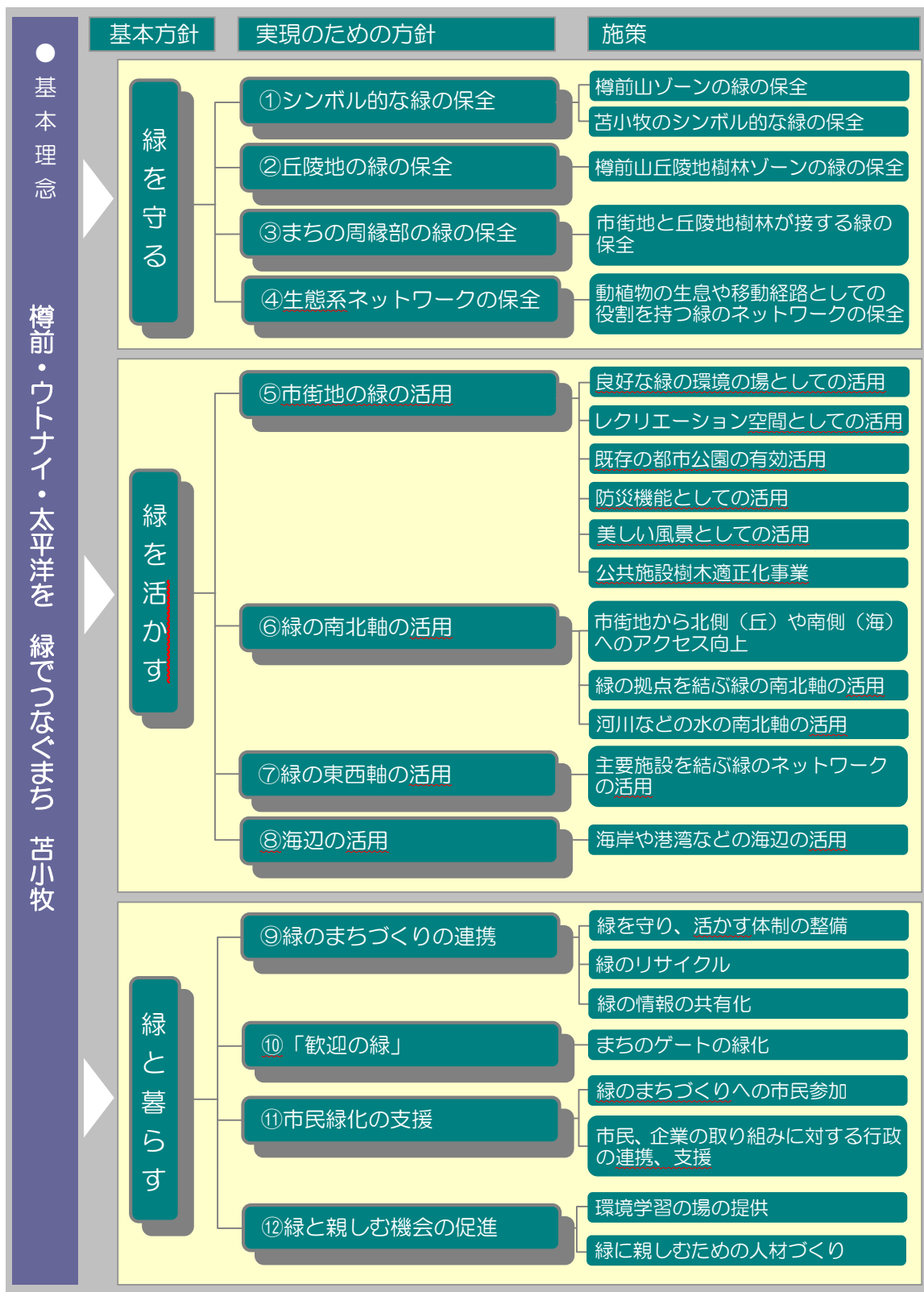
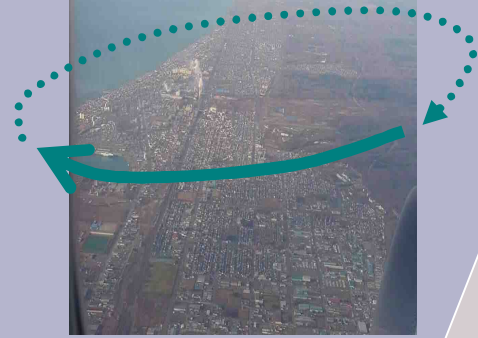
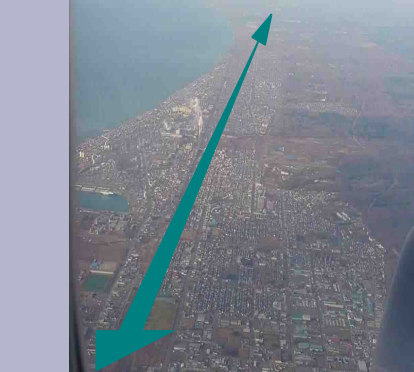


図4-1 計画の体系図

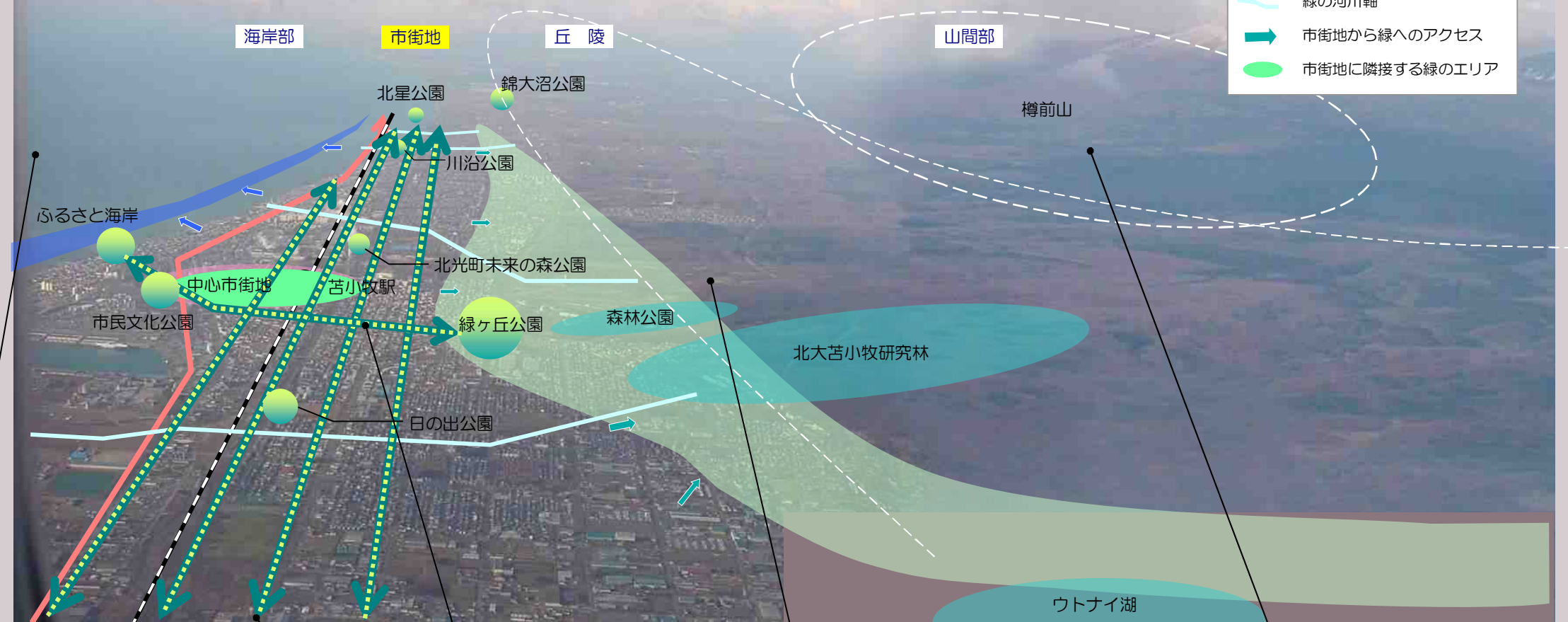
● まちの南北を緑でつなぐ



● まちの東西を緑でつなぐ



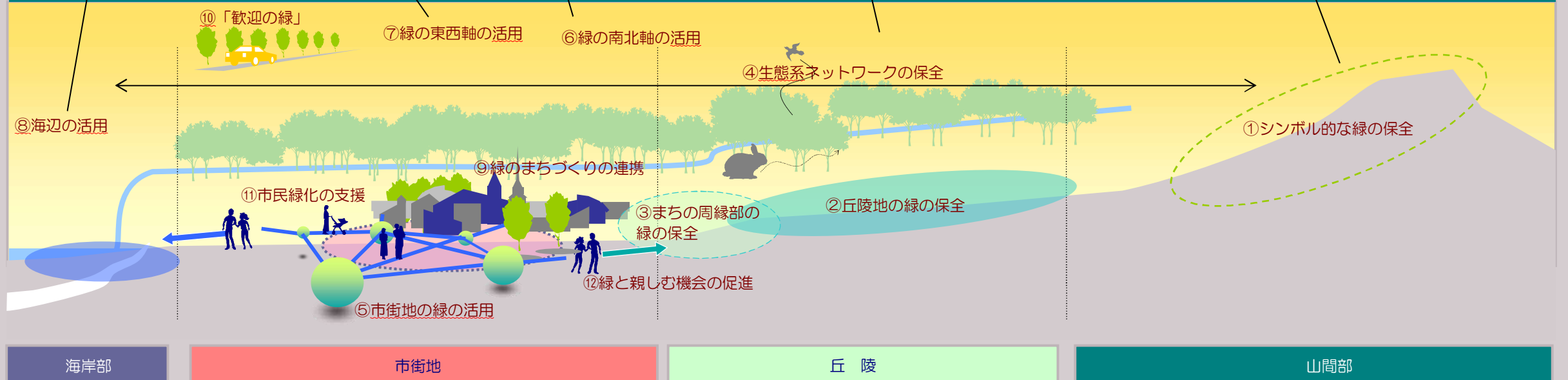
計画の理念〈緑のまちづくりのテーマ〉
樽前山・ウトナイ・太平洋を緑でつなぐまち 苫小牧



計画の基本方針

- 緑を守る ①～④
- 緑を活かす ⑤～⑧
- 緑と暮らす ⑨～⑫

1 2の実現のための方針



V-1 PDCAサイクル

緑の将来像を実現するためには、本計画の実効性を高め緑化事業や施策を着実に進めていくことに加え、進捗状況を把握し、次の計画に反映させていかなければなりません。

そこで、本計画では、PDCAサイクルによる進捗管理を取り入れることにより、計画の実効性を高めるとともに、関連計画の改訂や社会情勢の変化などに適宜対応していきます。

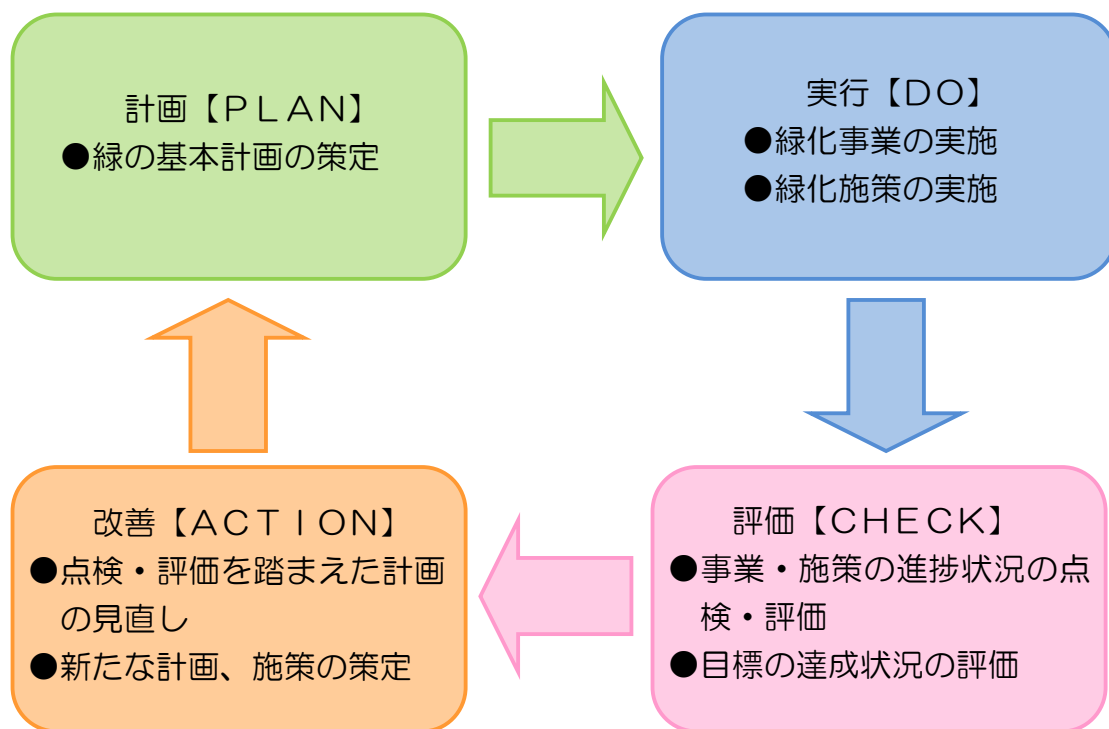


図 5-1 PDCAサイクル概念図

苫小牧市 緑の基本計画【概要版】

（平成 16 年 3 月策定）

（平成 28 年 月改訂）

苫小牧市都市建設部緑地公園課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電 話：0144-32-6500 FAX：0144-33-0905

H P：http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/

E-mail：ryokuti@city.tomakomai.hokkaido.jp